

所長	主査	担当	受付番号	許可書番号



令和8年度 潮見坂平和公園使用許可申請書（合葬式墓地）

令和 年 月 日

(宛先) 春日井市長

〒

住 所

申請者 (墓地使用者) ふりがな
氏 名
生年月日
電 話

合葬式墓地について春日井市潮見坂平和公園条例、同施行規則及び「合葬式墓地のご案内」の記載事項を確認し、裏面誓約事項及び生前申請の場合の死後事務委任を承諾のうえ、使用許可の申請をします。

1 申込区分（希望する方式・区分に○を記入）

方式		区分		添付書類
共同埋蔵施設 (右欄の希望する区分に○を記入)	遺骨所持	生前申請「市内」		○申請者の住民票(本籍(外国籍の方は国籍)記載、3か月以内に発行のもの、コピー可) ○火葬許可証若しくは改葬許可証等のコピー 【申請者が春日井市以外に在住で、納骨対象者の死亡時住所が春日井市の場合】 ○死亡時の住所が分かる書類(火葬許可証、改葬許可証、住民票の除票又は戸籍の附票等、コピー可)
			市内	
		市外		
個別埋蔵施設	遺骨所持「市内」			

2 納骨対象者（遺骨所持の方のみ記入）※複数体を1体とする場合は代表者のみ

ふりがな		遺骨は潮見坂平和公園内の墓所にあるか？	はい・いいえ
氏 名			
申請者との続柄		死亡時の住所	春日井市・春日井市以外

申請代理人が手続きする場合は、委任状を添付

事務局記入欄

区分		納骨	使用料		清掃料	台帳登録	納付書送付
申請者住所	市内・市外	埋蔵・改葬	共同「市内」	35,200円	19,800円		
納骨対象者住所	市内・市外		共同「市外」	52,800円		使用料振込	許可証送付
取扱判定	市内・市外		個別「市内」	105,600円			

【誓約事項】

- ・私は、春日井市潮見坂平和公園合葬式墓地（以下「合葬式墓地」という。）の申請にあたって、春日井市潮見坂平和公園条例、同施行規則、募集案内及び本誓約事項等を順守することを誓います。
- ・（遺骨所持の場合）私は、遺骨の所有者であり、祭りの主宰者として、合葬式墓地に対象者の納骨を希望します。
- ・私は、合葬式墓地に納骨することについて、親族間で十分に話し合って合意しています。また、紛争が生じた場合は私が責任をもって解決します。
- ・合葬式墓地に納骨（埋蔵）後は、遺骨の返還を申し出ません。

【生前申請の場合の死後事務委任】

- ・私の死後、祭りの主宰者から市に納骨届と共に遺骨が提出されたときに、私の遺骨を合葬式墓地に納骨をすることを委任します。

注意事項

- ・納骨対象者は、変更できません。
- ・使用権の譲渡、転貸はできません。
- ・使用権を返還したときの使用料の還付は、返還の手続を行ったときの規則等に基づき行われます。
- ・合葬式墓地には、火葬された焼骨以外を納骨することはできません。土葬のお墓から改葬する場合は、あらかじめ火葬場で焼骨にした上で提出する必要があります。
- ・納骨にあたっては、幅及び奥行 22cm 以内、高さ 26cm 以内で材質が陶磁器等一時的に保管できる容器（骨壺等）に遺骨を入れて提出してください。
- ・遺骨を入れて提出いただいた容器等は、市で処分します。
- ・提出する容器の中には遺骨以外の遺品、記念品又は副葬品等を入れないでください。遺骨以外のものが入っていた場合は、市で処分します。
- ・納骨に申請者又は御親族等が立ち会うことはできません。
- ・納骨場所は、市が決定します。場所の指定や変更はできません。
- ・納骨した遺骨は返却できません。
- ・合葬式墓地が災害や経年劣化等により、施設の維持管理上問題が生じた場合は、改修又は移転する場合があります。その際に、使用者に個別に通知等を行いません。
- ・シンボルツリーが枯死又は生育不良の場合は、植え替えを行います。その際に樹種を変更することがあります。
- ・第三者から納骨状況の照会があった場合に回答を希望しない場合は申し出してください。
- ・合葬式墓地は、永代にわたって遺骨を預かる永代管理の施設であり、永代供養ではありません。
- ・供養や宗教的儀式等は、使用者の責任で行ってください。
- ・生前申請をする場合は、合葬式墓地に申請済みであること及び自分の死亡時に納骨の手続きをしてもらえよう話し合いをしてください。納骨届とともに、遺骨が提出されなければ納骨できません。